

第3部

基本計画



第1章 すべての人が尊ばれ、その個性が発揮できるまち

第2章 みんなが健やかで、みんなが助けあうまち

第3章 産業の活力が増し、にぎわいと交流が生まれるまち

第4章 おだやかに暮らせる、安全と安心のまち

第5章 快適で活気にあふれ、環境にやさしいまち

第6章 みんなでまちづくりに取り組むまち

第1章 すべての人が尊ばれ、その個性が発揮できるまち

(1) 市民すべてが平和を希求するとともに、互いの存在を尊重し信頼しあい、いかなる差別もなく、一人ひとりが大切にされる人権文化のまちをめざします

① 基本的人権の尊重

基本的方向

1948年（昭和23年）12月に「世界人権宣言」が国連総会において採択されてから60年以上を経たにもかかわらず、世界では依然として民族紛争や地域紛争による深刻な人権侵害が起きています。わが国においても、差別や虐待によるさまざまな人権侵害があとを絶たず、人権に対する取り組みの重要性はますます高まっています。

泉南市では、これまでも、さまざまな人権問題を課題としてその解決に努めてきました。しかしながら、2010年（平成22年）に実施した「第5次泉南市総合計画策定にかかる*市民意識調査」の結果では、人権について、「守られている」または「まあ守られている」とする回答者は半数に達しないなど、市民の実感においても人権課題が残されていることを示しています。

このため、市民の一人ひとりが、かけがえのない存在として互いの人権を尊重する意識を日常生活のなかで育み、だれもが自分らしく生きいきと暮らし、人権文化のあふれる社会の構築をめざします。

施策

1) 人権啓発・人権教育の推進

さまざまな人権課題について市民すべてが自らの課題としてとらえ、人権意識の高揚につなげるとともに、一人ひとりが尊重される人権文化豊かなまちづくりをめざします。

特に学校教育においては、一人ひとりの児童生徒がその発達段階に応じ、人権の意義・内容や重要性について理解し、自分の大切さとともに他の人の大切さを認め、人権が尊重される社会づくりに向けた行動につながるようにすることを目標に、知識・態度・技能の3側面の獲得をめざした取り組みをすべての学校で推進します。

2) 人権擁護体制の充実

人権が侵害されたり、されるおそれがある人に対して、人権擁護委員や関係団体との密接な連携のもとに、解決に向けての的確な助言や情報提供をおこなうなど、相談・救済をはじめとする人権擁護体制の充実を図ります。

3) 人権課題解決のための施策推進

これまで取り組んできた人権施策の成果の上に立ち、協働のコミュニティづくりなどを通じて、同和問題や高齢者・障害者そして女性への暴力・虐待は許さないという社会的動向を構築します。

4) 子どもの権利の擁護

子ども施策についての理念を統一し、関連分野の関係者が連携して権利擁護をはじめとした子ども施策に総合的に取り組むため、2012年（平成24年）10月より「泉南市子どもの権利に関する条例」を施行し、子ども施策の推進に努めます。また子どもに対する虐待についても、関係機関の連携を緊密にし、その防止に努めます。

② 恒久平和の実現

基本的方向

日本国憲法は恒久平和主義をその理念とし、戦争の放棄をうたっています。泉南市においても1984年（昭和59年）に非核平和都市宣言をおこない、恒久平和の理念を市政に活かすことを誓いました。

第2次世界大戦などの戦争を経験した人が少なくなっていくなかで、その悲惨な体験が継承されるよう、また生命や平和の大切さが常に認識されるよう取り組んでいきます。

施策

1) 平和施策の推進

非核平和の理念を市政に反映するとともに、啓発活動や講座事業などを通じて平和の大切さを訴え、また継承していきます。

③ 国際交流・多文化共生の推進

基本的方向

社会・経済のあらゆる面でのグローバル化が進展してきました。泉南市は市域に関

西国際空港を有することから、外国の人びととの交流の機会に恵まれています。市内に居住する外国籍市民はおおむね500人台で推移してきており、大きな変動はありませんが、東アジアとアメリカ以外の国籍がやや増加傾向にあります。

国外のみならず、国内の他地域との交流や連携を進めることは、新たな文化の発見・創造や地域社会と地域経済の活性化にもつながります。

国際交流や地域交流の機会を充実するとともに、市内で暮らす外国人が地域の人びととふれあい、互いに理解して安心して生活できるまちをめざします。

施 策

1) 国際交流の推進

市民レベルでの国際交流組織の育成・支援に努めるとともに、国際交流に関わる情報提供を充実します。在住外国人との交流機会の充実、外国人留学生のホームステイ促進なども推進し、国際交流に貢献するとともに国際感覚豊かな人材を育成します。

2) 地域間交流の推進

姉妹都市である和歌山県田辺市をはじめとする他地域との交流機会を拡充することによって地域間交流を充実します。

(2) 男女がともに個人として尊重され、自由な活動ができる まちをめざします

①男女平等参画社会実現に向けての意識づくり

基本的方向

泉南市では、2002年（平成14年）に「せんなん男女平等参画プラン」を策定、そして2012年（平成24年）3月には「第3次せんなん男女平等参画プラン」を策定しました。また、同年4月より「男女平等参画推進条例」が施行され、男女平等参画をさらに推進する体制を整えています。

性別にかかわらず、自らの望む生き方を選択することができ、活力ある持続可能な社会をつくるために、今後とも、固定的な性別役割分担意識を払拭し、市民一人ひとりが男女平等参画の必要性についての理解を深めていくことを促進します。

また、次の時代を担う子どもたちが性別による固定的な役割分担意識にしばられず、個性と能力を發揮しながら成長していくために、男女平等参画の考え方をさまざまな場で身につけていくことをめざします。

施策

1) 男女平等参画の意識づくり

すべての市民が泉南市に暮らしてよかった、住み続けたいと思えるような社会を実現するため、広報、啓発・教育などによって男女平等参画社会実現の重要性の浸透を図ります。

2) 政策決定過程への女性の参画促進

市政や企業、地域における政策・方針決定過程に女性が積極的に参画できるよう、女性自身の意欲向上および環境の整備を図るとともに、女性人材の発掘を推進します。

泉南市では、審議会等委員の女性登用をさらに進めるための要綱の改定、公募の活用、*積極的改善措置〔ポジティブ・アクション〕の実施など、女性が委員に選任されやすい条件を整備します。

事業所、地域団体、市民活動団体に対しては、方針決定や管理業務において女性が平等に参画することの意義について働きかけます。

3) 男女平等教育の推進

「泉南市男女平等教育基本方針」に基づいて、幼稚園・学校においては男女平等の視点をもって教育環境を整備するなど、子どものころから男女平等参画の考え方を身につけられるよう指導します。

②仕事と生活のバランスづくり

基本的方向

わが国では経済の低迷が続いているとともに、労働市場の自由化によって非正規雇用や派遣労働といった雇用形態が増え、人びとの就労が不安定になっています。特に、女性の場合は、被雇用者の50%以上がパートタイム労働などの非正規雇用です。

この原因として、女性の就労の特徴として結婚や出産や育児によって就労をいったん中断し、再び働くという再就労型が多いことがあります。これもまた、家事や育児などは女性の役割であるといった固定的な性別役割分担意識が影響しているものと考えられます。

仕事と子育てや介護を両立するために、社会的な支援サービスを充実するとともに、仕事と生活の調和〔ワーク・ライフ・バランス〕の考え方を普及させ、働く男女があらゆる分野に参加・参画できる環境整備を進めていきます。

施策

1) 就労の場における男女平等参画の推進

女性が経済的に自立することの重要性について社会全体が認識を深めるとともに、均等な機会と公正な待遇の確保などに取り組んでいきます。また、雇用分野だけでなく、農漁業や自営業などの分野においても男女が均等な機会のもとで活躍できるよう支援します。

2) 家庭と地域における男女平等参画の促進

だれもが男女平等参画社会形成の意義について理解を深め、「男らしさ」「女らしさ」とらわれず、家庭や地域、また個人の生活においても活きいきと活動できるよう支援します。

3) 仕事と生活の調和〔ワーク・ライフ・バランス〕実現のための支援

仕事と子育てや介護が両立できるよう福祉サービスを充実するとともに、事業所や男女労働者に対して、仕事と生活の調和〔ワーク・ライフ・バランス〕の考え方を普及させるため必要な支援に努めます。

③あらゆる暴力の根絶

基本的方向

配偶者からの暴力、とりわけ男性から女性に対する暴力のほか、子どもや高齢者に

対する暴力や虐待行為が社会的な問題となっています。

配偶者からの暴力〔ドメスティック・バイオレンス（DV）〕については、2001年（平成13年）に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」が施行され、2007年（平成19年）の同法の改正では、市町村による基本計画の策定および配偶者暴力相談支援センターの設置が努力義務とされました。

また2006年（平成18年）には高齢者を虐待から守ることを目的に「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」が施行され、2007年（平成19年）には「児童虐待の防止等に関する法律」が改正され、いずれも安全確認等のための立入調査などについて市町村等の権限が定められています。

このような法的整備がなされましたが、DVをはじめとする暴力や虐待の背景には、男女の不平等な関係、女性に対する差別意識などの社会構造的な問題があることから、社会全体の問題として解決していくことが重要です。そのため、あらゆる場面における男女平等参画の意義について理解を深め、関係機関の連携を高めるとともに被害者などへの相談対応からその保護・救済にいたるまでの機能を充実します。

施 策

1) あらゆる暴力の根絶

暴力や虐待を根絶するために、家庭、地域、事業所、学校などあらゆる場面において啓発活動を推進し、暴力や虐待は人権侵害であり、絶対に許されないという気運を醸成します。

2) 配偶者からの暴力の防止と被害者の保護

「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本計画」にもとづき、暴力の防止と被害者の保護・救済のための施策を講じます。

3) 相談機能の充実

暴力や虐待の発生の未然防止や被害者の保護・救済のため、関係機関と連携し、相談窓口機能を充実します。

(3) 子どもが豊かな人間関係と学ぶ喜びを育むまちをめざします

①幼児教育の充実

基本的方向

泉南市では、市立幼稚園を2011年度（平成23年度）から2園に再構築し、3歳児保育やバス通園、預かり保育などの新たなサービスを開始しました。

新しい幼稚園では、発達や学びの連続性を確保し、教育環境を計画的に構成することを通じて、幼児のすこやかな成長を促します。

また、これまでに培われてきた市立幼稚園の歴史と伝統を継承しながら、人とかかわる力を育てるとともに、障害のある幼児への特別支援教育や子育て支援などについても充実を図り、さらに質の高い保育教育をめざします。

国における制度改革の方向性も踏まえ、泉南市においても、幼保一元化の実施をめざします。

施策

1) 幼稚園教育の充実

幼児の主体的な活動としての「遊び」を通して、生きる力の基礎を培い、一人ひとりを生かした集団を形成しながら、人とかかわる力を育てます。

2) 人権保育教育の推進

「泉南市人権保育推進プラン」に基づく人権保育教育の推進を図り、人権尊重の将来の担い手を育てます。

3) 保育教育環境の整備

「幼稚園教育要領」に基づいた安全で計画的な環境をつくり出し、望ましい方向に向かって幼児の発達を促すとともに、保育所、幼稚園、小学校相互の連携を強化し、幼児教育がその後の学校教育の基盤を培う役割を担います。

4) 子育て・子育て支援の充実

子育てに関する相談や情報の提供、保護者同士の交流機会の設置など家庭との連携を図り、保護者とともに幼児を育てていきます。また、未就園児親子登園等により、子どもの成長（子育て）を支援します。

5) 保護者負担の適正化

保護者の経済的負担の軽減と市立・私立幼稚園の保護者負担の格差是正に努め、就園者の増加をめざします。

②義務教育の充実

基本的方向

2008年（平成20年）に改訂された「学習指導要領」では、「生きる力」をはぐくむという理念のもと、「確かな学力」「豊かな人間性」「健康・体力」の知・徳・体をバランスよく育てるとともに、特に学力面では知識や技能の習得と、それらを活用して課題を解決するための思考力・判断力・表現力などの育成が求められています。

一方、全国学力・学習状況調査が始まって、各学校が学力向上に取り組む中で泉南市の児童・生徒の正答率も徐々に向上し、児童生徒の問題行動や不登校も減少しつつあります。

「※市民意識調査」の結果においても、子どもの教育について重点をおくべきこととして回答者の52.2%が「基礎学力の充実（将来の社会生活に最低限必要な学力を高めることなど）」をあげており、唯一過半数を得た項目となっています。

また、近年特別な配慮の必要な子どもが増加していることから、学校の授業などにおける※ユニバーサルデザインの工夫を進めるとともに、※^{ほうせつてき}包摂的〔インクルーシブ〕な教育環境の実現をめざしていくことが求められています。

これらのことから、すべての子どもが学校生活を楽しみながら、その学力を伸ばすとともに豊かな心をはぐくんでいくことをめざします。また、家庭・地域と連携し、子どもたちが安全で安心して生きいきと育つ地域環境づくりをめざします。

施 策

1) 生きる力の育成

学力調査の結果を踏まえ、学校の取り組みを検証して、授業や教育課程の改善に活かすことにより学力の向上をめざします。

また、小学校と中学校が連携して問題行動の未然防止や道徳・キャリア教育の充実、学校行事などの創意工夫を図り、子どもたちの自己実現を支えます。

2) 生徒指導・相談体制の充実

学校における生徒指導体制を確立するとともに、小学校と中学校が連携して※中1ギャップなどの克服をめざします。

また、※スクールカウンセラーや※スクールソーシャルワーカーを配置し、教育相談体制の充実を図ります。

3) とともに学びともに育つ学校づくり

障害の有無にかかわらず、すべての子どもたちが互いを尊重しあいながら一緒に学べる学校づくりをめざします。

4) 安心して過ごせる学校・地域づくり

学校と地域が密接に連携し、登下校時や放課後も子どもたちが安心して過ごせる環境づくりに努めます。

5) 就学・進路支援の充実

就学費用の援助などの支援をおこなうとともに、進路の相談やそのための情報提供など、進路対策の充実を進めます。

6) 教育環境の整備

新しい時代のニーズへの対応と既存施設の有効利用を図るため、効果的な改修・改築を進めます。

また、少子化が進む中で学校規模適正化の課題となっている調整区の解消を図り、一人ひとりの教育環境の保障に努めます。

7) 学校給食の充実

子どもたちが、健全な食習慣を身につけ健康で豊かな人間性を育むことができるよう、学校給食の充実に努めます。

(4) だれもが、いつでもどこでも学べる生涯学習推進のまちをめざします

①生涯学習の拠点づくり

基本的方向

生きがい創造への意欲や文化・芸術・スポーツなどへの関心が高まってきており、市民一人ひとりが自らの能力をみがき、また自分らしいライフスタイルを求める時代に対応していくため、生涯学習の重要性も高まっています。さらに、社会・経済の変動やグローバル化に対応して、市民が主体的に自らの能力を育て、学んだ内容とその成果が正しく評価される社会の実現に向けて取り組む必要があります。

そのために、生涯学習の現状を把握することや各種の情報をもとに計画的・総合的に生涯学習の推進を図る必要があることから、関係部署間の連携および市民との協働のもとにその推進体制を整備し、各種の学習支援情報の収集提供や相談機能を持った拠点の整備に努めます。

施策

1) 生涯学習支援体制の整備

生涯学習に関わる施策は多くの分野に関わることから、各部署が連携するとともに市民との協働を含む支援体制の整備を進めます。また、計画的・効果的に施策を推進するために「(仮称) 泉南市生涯学習推進プラン」の策定を検討します。

2) 学習情報・機会の提供と相談の充実

学習情報の提供、学ぶ機会の提供、学習相談など市民の自主的な学習活動を支援するための機能を整備します。

②生涯学習内容の充実

基本的方向

既存の施設や枠組みなどの有効活用を図りつつ、市民や各種団体など地域の主体的な活動をより一層活性化していくための場づくりを支援していきます。また、子どもから高齢者まで、それぞれのライフステージやニーズに応じた学習内容や環境を整えるとともに、学習を通じて習得した知識や技術が評価され、地域に還元できる体制を整えます。

健康への関心が高まる中、市民のスポーツによる健康増進を進めるため、だれもが身近な地域で気軽にスポーツに親しむことができる機会や施設を充実します。

施策

1) 活動・発表・交流の場と機会の提供

学習活動の場と機会とともに、その成果を発表し、また交流による新たな広がり創造するための場と機会を整備・充実します。

2) 地域情報拠点としての整備

資料の収集と提供、調査相談、障害者・高齢者に対するサービスなどを通じ、市立図書館および各公民館を地域の情報拠点としてすべての市民の生涯学習活動や教養文化の向上を支援します。

3) 読書活動の推進

図書館事業を通じて読書活動を推進するとともに、読書活動に関する計画を策定して子どもが言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、豊かな創造力を身につけるよう、子どもの読書活動を積極的に推進します。

4) スポーツの推進

新しい時代におけるスポーツの基本理念にたち、だれもがスポーツ・レクリエーション活動に親しめるよう、指導者などの養成と施設の充実を進め、その実現を図ります。

③青少年、子どもの健全育成

基本的方向

家庭や学校・公共施設、そして地域コミュニティが連携して青少年を健全に育成していくことが求められます。このため、保護者や地域の人びとなど青少年をめぐる世代を超えたつながりを形成するとともに、青少年に多様な体験活動などを提供し、豊かな人間性を育み、生きる力を育成します。

また日常の子どもの居場所づくりに関しては、学齢期の児童を対象とする留守家庭児童会がありますが、対象年齢の拡大や学校の長期休業時の居場所が課題となっていることから、地域の各種団体との連携のもと、子どもが安心して集える居場所の整備を進めていきます。

施 策

1) 自主活動の支援

青少年のリーダーやボランティアの養成を進め、青少年の自主的な活動を促進します。

2) 家庭学習の支援

小中学生の家庭学習の習慣化を支援します。

3) ネットワークによる青少年の育成

公共施設などを拠点として、青少年とさまざまな年代の市民との交流を促進し、協働や共感の輪を拡げます。

4) 子どもの居場所づくり

就学前の子どもとその保護者、また小中学生が安心して集い過ごせる居場所を市内各所に開設します。

(5) まちの風土や歴史的資産が今に息づくとともに、これらを基盤とした新たな文化が花開くまちをめざします

①歴史的資産の活用

基本的方向

文化財は地域の創造に欠かすことのできない資源として、また人びとの心のよりどころとして、その多面的な価値が再評価されており、これからのまちづくりに活かしていくことが期待されています。

泉南市では、これまで文化財の把握と保護をおこなってきました。今後も泉南市に関連する文化財の把握に努めるとともに、文化財の活用を通じた価値の共有化を図ることで自律的な文化財保護の仕組みづくりをめざします。

施策

1)文化財の把握と公開

泉南市に関連する文化財の把握に努めるとともに、これらを評価し公開することで、その価値を再認識する機会の充実を図ります。

2)文化財の活用と保護

市民の主体的な文化財の活用を促し、文化財の価値の共有化を図るなど、活用を通じた文化財保護の仕組みづくりに取り組みます。また、市内に残る泉南市らしい景観の保全のあり方についても検討します。

3)歴史的環境にふれる場と機会の充実

埋蔵文化財センター・史跡海会寺跡広場を中核的な施設として位置づけ、市民に地域の文化財にふれることのできる場と多様な機会を提供します。

②市民文化の充実

基本的方向

市民が取り組む自主的な文化・芸術活動に対する支援を充実するとともに、多様な文化・芸術にふれることのできる機会を充実します。

また、各地域に伝わる独自の文化の発掘、保護、継承に努めます。

施 策

1) 文化・芸術活動への支援充実

公民館などにおいて、市民による自主的な文化・芸術活動に対する支援、および活動・発表・交流などの支援を充実します。

2) 文化・芸術にふれる機会の充実

指定管理者が運営している文化ホールとも連携し、市民が多様な文化・芸術にふれる機会を充実します。

3) 郷土文化の保存・継承

泉南市内各地に伝承されているやぐらや盆踊りなどの郷土文化を保護・復活するなど、地域独自の文化の保存と継承に努めます。